

## ○川西市参画と協働のまちづくり推進条例施行規則

平成22年9月14日

規則第49号

### (趣旨)

第1条 この規則は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年川西市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

### (意見提出手続)

第3条 条例第9条第1項に規定する意見の提出期間は、同項に規定する素案の公表の日から起算して30日以上とする。

2 意見提出手続により意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 市長が公表した案の名称
- (2) 市長が公表した案に対する意見
- (3) 住所、氏名その他市長が必要と認める事項

3 前項に規定する書面の提出方法は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 市長が指定する場所への持参又は送付
- (2) 市長が指定する送信先への電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

### (会議公開)

第4条 条例第10条第3項ただし書の規定により附属機関等の会議の全部又は一部を公開しないことができるものは、次に掲げる場合とする。

- (1) 会議の内容が個人情報を取り扱うものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

### (推進会議)

第5条 川西市参画と協働のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第13条に規定する基本計画策定に関する重要事項の調査審議に関すること。

- (2) 参画と協働のまちづくりの推進に関する取組状況についての検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、参画と協働のまちづくりの推進に関すること。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民生活部市民環境室参画協働・相談課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後、最初に開かれる推進会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。